

シラスウナギの持続的な採捕に向けた取組について

答弁者 農林水産担当部長

質問要旨 漁業法の改正により、シラスウナギの採捕が従来の種苗採捕許可から知事許可漁業に移行し、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律がシラスウナギに適用される動きがある。

浜名漁協におけるシラスウナギ採捕は、200人余の組合員が従事し、多くの組合員の重要な生業になっている。今回の改正は、シラスウナギ採捕の持続性を担保するため、流通や売買の制度を整えるよい機会だと考えているが、新たな制度づくりのために3つの視点が重要になる。

1点目は、県外向けの流通に関する規制についてである。県内養鰻業者は、自由に県外から購入しているにもかかわらず、県内で採捕されたシラスウナギは県内養鰻業者のみ購入が認められ、県外へ流通させない仕組みとなっているため、価格は県外のものより安い場合も多く、不正の温床になっていると指摘されている。

2点目は、採捕許可数量の増加についてである。県内養鰻業者の需要を満たすには2.4トン程度が必要となるが、現在の許可数量は1.7トンにとどまっている。国内全体の需給調整に参加することで、県枠の撤廃等を検討することが必要である。

3点目は、公平性のある売買の場の確保である。価格競争をうながして公正な価格決定がされるしくみが必要である。

そこで、県はシラスウナギ採捕の持続性を担保するため、流通や売買の制度を今後どのようにつくっていくのか、また、利害関係者との協議の場をどのようにもうけていくのか、県の所見を伺う。

<答弁内容>

次に、シラスウナギの持続的な採捕に向けた取組についてであります。

本県では、県内養鰻業への種苗の安定供給を目的として、養殖用のシラスウナギに限って、採捕を許可してまいりましたが、漁業法の改正に伴い、令和5年12月のから、漁業許可制に移行することとなっております。移行後は、種苗の販売先の制限が撤廃され、県外への流通が可能となります。

一方で、県内養鰻業への流通量の減少も懸念されていることから、新たな制度設計に当たっては、採捕数量の拡大を検討してまいります。その際には、ウナギ成魚の漁業者への影響、過度な採捕の予防などの様々な観点や、漁業取締りの実効性を高めるための集荷先の運用にも留意してまいります。

また、シラスウナギの売買につきましては、公平性や透明性が確保され、関係者が安心して取引を行うことのできる健全な仕組みづくりに取り組んでまいります。

県といたしましては、シラスウナギの採捕者や養鰻業者、成魚の漁業者、流通業者といった多様な利害関係者との協議の場を年内に設け、御意見を丁寧に伺いながら、流通の適正化と